金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕新旧対照表

(改定前)			(改定後)		
2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			2. 検証ポイント 【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)			(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		10.
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検 証	検証ポイント	項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の 証	検証ポイント
(3)	(略)	1. ~4. (略)	(3)	(略)	1. ~4. (略)
者区分		5. 貸出条件緩和債権 (1)(略) (2)貸出条件緩和債権の卒業基準	者区分		5. 貸出条件緩和債権 (1)(略) (2)貸出条件緩和債権の卒業基準
②要注 意先		貸出条件緩和債権のいわゆる卒業 基準については、中小・地域金融機 関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4	②要注 意先		貸出条件緩和債権のいわゆる卒業 基準については、中小・地域金融機 関向けの総合的な監督指針(Ⅲ-4
③破綻懸念先		ー9ー4ー3(2), ③, ハ)(注)において記載されているところであるが、この場合にないても中心、悪畑会業等	③破綻懸念先		ー9ー4ー3(2), ③, ハ)(注)において記載されているところであるが、この場合にないても中心、悪畑会業等
		の場合においても中小・零細企業等 の特性を踏まえて、上記(1)イ. 及び ロ. に加え、次のような点に留意し、			の場合においても中小・零細企業等 の特性を踏まえて、上記(1)イ. 及び ロ. に加え、次のような点に留意し、

(改定前)		(改定後)	
	検討する必要がある。	検討する必要がある。	
	イ. (略)	イ. (略)	
	口. 株式会社整理回収機構が策定支援	口. 株式会社整理回収機構が策定支援	
	した再生計画についても、中小企業	した再生計画についても、中小企業	
	再生支援協議会が策定支援した再生	再生支援協議会が策定支援した再生	
	計画と、原則として同様に扱う。	計画と、原則として同様に扱う。	
	また、中小企業者等に対する金融の	また、金融機関が債務者に対して貸	
	円滑化を図るための臨時措置に関す	付条件の変更等 <u>(注1)</u> を行う場合で	
	る法律に基づく金融監督に関する指	あって、当該債務者が経営 <u>改善計</u> 画	
	<u>針Ⅱ-3において、</u> 金融機関が債務	<u>等</u> を策定しているとき(他の金融機関	
	者に対して貸付 <u>けの</u> 条件の変更等を	(<u>政府系金融機関等(注2)</u> を含む。	
	行う場合であって、当該債務者が経	が行う貸付条件の変更等に伴って	
	営再建計画を策定しているとき(他の	該債務者が経営 <u>改善計画等</u> を策定	
	金融機関(中小企業者等に対する金	ているとき及び信用保証協会によ	
	融の円滑化を図るための臨時措置に	既存の保証の条件変更に伴って当	
	関する法律第4条第4項第1号に規	債務者が経営 <u>改善計画等</u> を策定し	
	定する日本政策金融公庫その他これ	いるときを含む。)は、当該計画 <u>等</u>	
	らに類する者として主務省令で定める	中小・地域金融機関向けの総合的	
	<u>もの</u> を含む。)が行う貸付 <u>けの</u> 条件の	監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)(
	変更等に伴って当該債務者が経営 <u>再</u>	ハ. (注1)及び(注2)の要件を満た	
		ていると認められるものであれば、:	
		ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	

(改定前)	(改定後)	
付与又は既存の保証の条件変更に	付条件の変更等に係る貸出金は貸	
伴って当該債務者が経営 <u>再建計画</u> を	出条件緩和債権には該当しないもの	
策定しているときを含む。)は、当該計	と判断して差し支えない。	
画が中小・地域金融機関向けの総合	(注1)「貸付条件の変更等」とは、貸	
的な監督指針Ⅲ-4-9-4-3(2)	付条件の変更、旧債の借換え、D	
③ハ. (注1)及び(注2)の要件を満た	ES(デット・エクイティ・スワップ)	
していると認められるものであれば、	その他の債務の弁済に係る負担	
金融機関が当該債務者に対して行う	<u>の軽減に資する措置をいう。</u>	
貸付 <u>けの</u> 条件の変更等に係る貸出金	(注2) 株式会社日本政策金融公	
は貸出条件緩和債権には該当しない	庫、株式会社商工組合中央金	
<u>とされていることに留意する</u> 。	庫、株式会社日本政策投資銀	
	行、株式会社国際協力銀行、沖	
	<u>縄振興開発金融公庫、独立行政</u>	
	法人奄美群島振興開発基金、独	
	立行政法人中小企業基盤整備機	
	構、独立行政法人福祉医療機	
	構、独立行政法人住宅金融支援	
	<u>機構をいう。</u>	
ハ. ~木. (略)	ハ. ~ホ. (略)	
(注) (略)	(注) (略)	
6. ~7. (略)	6. ~7. (略)	